

もし、いま災害が起きたら…

9月1日は「防災の日」、8月30日から9月5日は「防災週間」です。市では、8月29日(日)に総合防災訓練を実施します。各地区の訓練に積極的に参加しましょう。各地区ごとの詳細な訓練内容などは、地区の回覧などで確認してください。



☎ 危機管理課
055(948)1482

◆地震に備えよう!

1. 1週間分の備蓄を

広域災害が発生した場合、救援物資の到着に日数がかかることが予想されます。水や食料を1週間分は備えておきましょう。

- 水は1人1日3リットルが目安
- 調理せず食べられる非常食、缶詰やレトルト食品、カップ麺などの日常の食料品もうまく活用しましょう。

2. 家族の安否確認方法

災害時は電話がつながりにくくなります。家族の安否確認の方法を決めておきましょう。また、災害時伝言ダイヤル「171」は、電話がつながりにくい状況になっ

た場合に利用できる「声」の伝言板です。8月30日～9月5日の「防災週間」をはじめ、次の日程で体験利用ができるので、活用しましょう。

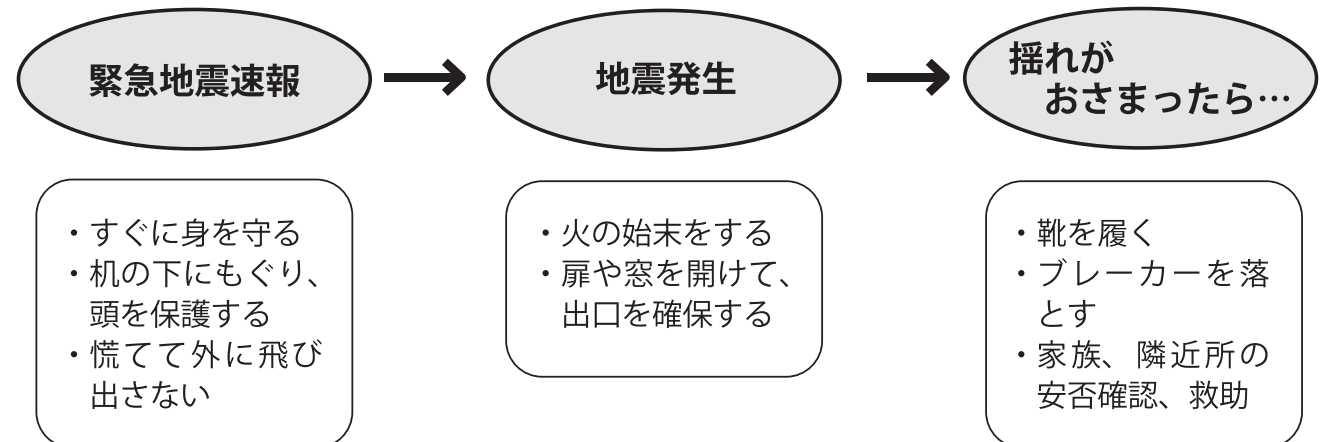
- 毎月1日、15日
- 8月30日～9月5日(防災週間)
- 1月1日～3日(正月三が日)
- 1月15日～21日(防災とボランティア週間)

3. 防災マップを活用しよう

伊豆の国市防災マップには、地震発生時の注意点や、家庭でできる防災対策、避難所の情報などが掲載されています。自宅や通学先、通勤先の周辺にある避難所を確認して、災害時に自分や家族がどのように行動すればいいのか考えてみましょう。



▲伊豆の国市防災マップ



子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外分)を支給します



☎ 保健福祉・こども・子育て相談センター
0558-76-8008

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援するため、特別給付金を支給します。申請不要で受け取れる場合と、申請が必要な場合がありますので、ご確認ください。支給額は、児童1人当たり一律5万円です。令和4年2月末までに生まれた新生児等も支給の対象となります。本給付金のひとり親世帯分をすでに受給された方は、受給できません。

支給対象者		申請	支給時期
養育要件	所得要件		
①児童手当(公務員を除く)・特別児童扶養手当が支給される人	令和3年度分の市町村民税均等割が非課税の人	不要	支給済
	令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入になった人	必要 (令和4年2月28日まで)	随時
②児童手当(公務員)が支給される人	令和3年度分の市町村民税均等割が非課税の人		
	令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入になった人		
③中学校修了後(15歳年度末)～18歳年度末までの児童を養育している人	令和3年度分の市町村民税均等割が非課税の人	必要 (令和4年2月28日まで) ※中学生以下の子も養育しており、非課税の場合は申請不要	
	令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入になった人		

児童扶養手当のお知らせ

父母の離婚などによるひとり親家庭や父または母が重度の障害の状態にある児童などを支援する制度です。

この手当は、児童の心身の健やかな成長のために支給されるものであり、一定の条件に該当する児童(18歳に達した年度末まで)を監護している場合に手当が受けられます。公的年金受給状況や所得制限により受けられない場合もありますので、詳細は問い合わせください。

●児童扶養手当 支給資格者の皆さんへ

8月は現況届の提出月です。対象者には7月下旬～8月上旬に書類を郵送しますので、忘れずに保健福祉・こども・子育て相談センター(大仁庁舎)で手続きをしてください。

※伊豆長岡庁舎、葦山支所では手続きが出来ません。

受付期間

- ① 8月2日(月)～31日(火) 8時30分～17時15分(平日)
- ② 8月22日(日)・8月28日(土) 9時～12時

☎ 保健福祉・こども・子育て相談センター
0558(76)8008